

# 市からの連絡帳

## 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について

都市計画課 保 ( 電042 - 438 - 4051 )

### 1. 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が急がれています

東京都では、今年4月、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行しました。

緊急輸送道路は、震災時の救急救命活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈の役割を担うこととなります。しかしながら、もしも、緊急輸送道路の沿道建築物のうち、1棟でも倒壊し、道路を閉そくしてしまうと、緊急輸送道路の通行機能を失わせ、広範囲に大きな影響を与えます。

このため、条例では、特に高い公共性を有する緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を推進していくこととしています。

### 2. 耐震診断の実施が義務化されます

緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」として指定し、その沿道建築物については耐震診断の実施が義務化されました。

市内では、新青梅街道・青梅街道の一部・所沢街道の一部・五日市街道の一部・保谷新道の一部が「特定緊急輸送道路(右記地図参照)」として認定されました。

なお、指定した道路が分かる特定緊急輸送道路図は、東京都の窓口および東京都耐震ポータルサイトで閲覧できます。

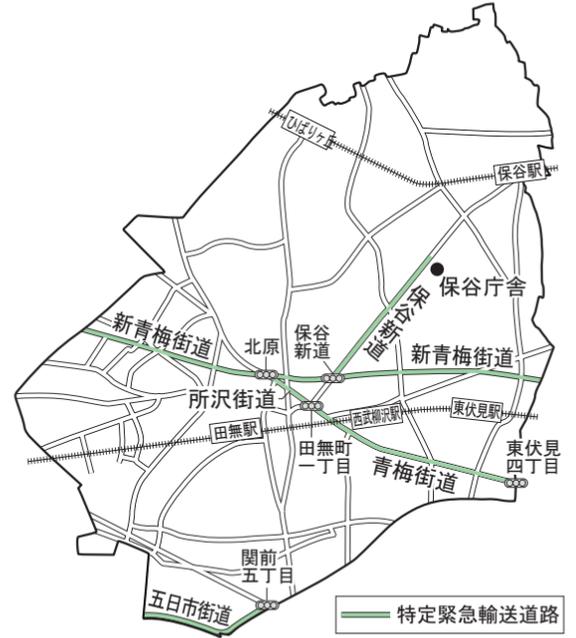
### 耐震診断が義務化される建築物

耐震診断が義務化される建築物(特定沿道建築物)は、以下 ~ すべてに該当するものです。  
敷地が特定緊急輸送道路に接していること  
昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの

道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

◆詳細は、東京都耐震ポータルサイトをご覧ください。  
HP <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

☎東京都都市整備局建築企画課  
( 電03 - 5388 - 3362 )



## 下水道使用料が改定となります

下水道課 保 ( 電042 - 438 - 4058 )

市は、下水道財政の健全化を図るため、平成22年5月31日に、市民・学識経験者・大口使用者の方々10人からなる下水道審議会を設置し、「下水道使用料および料金体系の適正化について」諮問を行いました。

さまざまな視点から多岐にわたる審議を経て、下水道審議会から、平成22年12月17日に答申をいただきました。市は答申を尊重し、別表料率表のとおり条例改正案を提出し、平成23年6月の市議会定例会で可決されました。

改定の時期は、市民の皆さんへの周知などの期間を考慮して、平成23年10月1日からとなります。

### 【下水道財政の現状】

下水道事業は、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を運営していく独立採算制の原則が求められるため、一般会計と区別して下水道事業特別会計を設置しています。

皆さんから頂いている下水道使用料は、汚水(生活排水)処理経費や下水道施設(下水道管、ポンプ場)の維持管理経費、これまでの下水道建設に要した借入金の返済などに充てられます。しかしながら、下水道使用料だけでは賸りきれず、残りは使用料不足分として、市税などの財源を下水道特別会計へ補てんして、事業運営を行っています。

平成23年度予算では、右記円グラフのとおり、歳入が約39億円に対し、歳入の下水道使用料が約19億円で、市債やその他の収入、基準内繰入金(雨水処理経費などの一般会計からの義務的な繰入金)などを加えても、約14億円の不足が生じています。この不足分は、一般会計から基準外繰入金(赤字補てん分)として下水道特別会計に補てんされるため、市全体の財政状況を圧迫する要因の一つとなっています。

市では、下水道事業の健全化を図るため、人件費の削減や国の臨時特例措置として公営企業経営健全化計

画を策定し、行政改革・経営改革を行う自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還を利用して、過去に高金利で借り入れた市債を、低金利への借り換えを実施し、公債費の歳出削減に取り組んでいます。

しかし、依然として多摩26市中の汚水処理費経費回収率(汚水処理費を使用料で賄った割合)は最下位となっています。今回の改定では、平成21年度52.1%の汚水処理費経費回収率を26市平均91.6%の水準を目指し、現行使用料を10%から13%程度引き上げることをお願いするものです。

### 【改定の効果】

改定に伴う平成23年度使用料収入見込額は、約1億円の増収となり、一般会計繰入金金の抑制が図られます。

また、汚水処理費経費回収率は、平成21年度の52.1%から、平成25年度には約60%台後半の水準までに改善される見通しになっています。

### 【改定後の料金】

現行の使用料体系は、基本使用料部分を除く従量使用料部分を7段階に区分しています。今回の改定により東京23区や他市(武蔵野市ほか6市)が採用する8段階の水量区分に改定し、使用料単価については基本的に現行のとおりとします。

下水道使用料は、生活排水などの比較的量の少ない排水は料金を低く抑えられることから節水効果があります。また、排出量が多くなると料金が高くなる料金体系(料率表参照)になっています。

一般家庭(4人世帯)の平均排出汚水量24m<sup>3</sup>/月(東京都などが、一般的に使用する値)で計算すると、1,883円から2,068円(消費税込み)となり、1か月当たり185円の引き上げとなります。

### 【使用料の改定にご理解を】

市では、厳しい財政状況の中で、これからも効率的な事業の運営を行い、財政の健全化を図っていきたく考えています。市民の皆さんに

は、下水道使用料の改定で新たなご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆下水道を大切に使いましょう

市内から流れ出る汚水は、東伏見の青梅街道を起点とし所沢街道を経て、清瀬市下宿の清瀬水再生センター(汚水処理場)へと流されています。そこで処理された水は、柳瀬川、墨田川を経て東京湾に流れ込んでいます。

市の下水道管も古いものは埋設後35年を経過し老朽化しつつあり、これらの施設を大切に使い、長持ちさせることにより経費の削減にもなりますので、次の点にご協力をお願いします。

### 油類は流さない

家庭で使用した天ぷら油などを流すと、冷めて固まり、下水道管を詰

まらせる原因となります。新聞紙などに染み込ませ燃やせるごみとして出してください。また、ガソリン、シンナー、灯油などの危険物を流すと気化して爆発などの事故となります。絶対に流さないでください。

### 水に溶けない物は流さない

ご飯粒や野菜くず、紙おむつ、生理用品、ビニール製品などは下水管を詰まらせる原因となります。

### マンホールのふたは開けない

降雨時に、マンホールのふたを開けることは交通事故や人身事故の原因にもなり、ポンプ場の負荷が大きくなりますので絶対にしないでください。

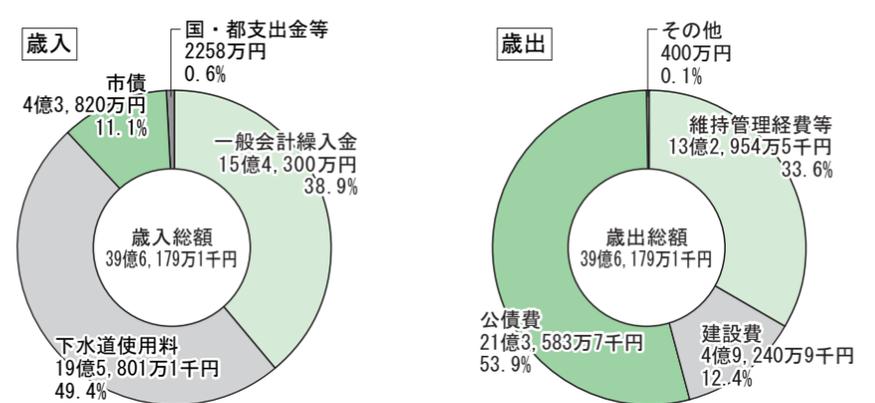
### 【水洗化のお願い】

清潔で快適な生活環境をつくりだすためにも、浄化槽や汲み取り便所を使用している方は、早い時期の切り替えをお願いします。

下水道使用料率表(1か月分・消費税別)

汚水の種類 (1月当たり)	改定前		改定後	
	排出量	使用料(円)	排出量	使用料(円)
基本使用料	10m <sup>3</sup> 以下	410	8m <sup>3</sup> 以下	410
第2水量区分	11~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> 当たり88	9~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> 当たり88
第3水量区分	21~50m <sup>3</sup>	126	21~30m <sup>3</sup>	126
第4水量区分	51~100m <sup>3</sup>	157	31~50m <sup>3</sup>	157
第5水量区分	101~200m <sup>3</sup>	189	51~100m <sup>3</sup>	189
第6水量区分	201~500m <sup>3</sup>	239	101~200m <sup>3</sup>	239
第7水量区分	501~1,000m <sup>3</sup>	283	201~500m <sup>3</sup>	283
第8水量区分	1,001m <sup>3</sup> 以上	328	501~1,000m <sup>3</sup>	306
第9水量区分	-	-	1,001m <sup>3</sup> 以上	328
浴場汚水	1m <sup>3</sup> あたり19円		1m <sup>3</sup> あたり19円	

〈平成23年度当初予算の内訳〉



下水道審議会の会議録は、市HPまたは、情報公開コーナー(両庁舎)でご覧いただけます。